⑿　本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

⒁　本工事は、「施工者と契約した第三者による品質証明の試行について（平成25年２月28日付け国地契第73号、国管技第245号、国北予第46－２号）」による「施工者と契約した第三者による品質証明」の試行対象工事である。

⒂　本工事は、参考見積書を競争参加資格確認資料と併せて提出する試行工事である。

⒃　本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。

⒄　本工事は、男女別の環境改善型トイレ（「快適トイレ」という。）の設置について、推進する工事である。

⒅　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ＩＣＴの全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事（施工者希望型Ⅱ型）の対象工事である。

　ＩＣＴ活用工事（施工者希望型Ⅱ型）のうち、施工プロセスの「①３次元起工測量」、「③ＩＣＴ建設機械による施工」段階については、発注者へ協議の際に、受注者の希望により実施を選択することができ、ＩＣＴ施工技術を部分的に活用する工事を「簡易型ＩＣＴ活用工事」として対象工事とする。

⒆　本工事は、契約数量の一部について、当初は率計上により積算し変更時に精算を行う概略発注方式の試行工事である。

⒇　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、新技術活用の促進を図るため、施工者が原則１技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。

(21)　本工事は、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業を評価する工事である。

(22)　本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

(23)　本工事は、熱中症対策として日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う試行工事である。

(24)　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。

(25)　本工事は、見積参考資料の参考事項として一部の単価を公表する試行工事である。

(26)　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionの取組において、ＢＩＭ／ＣＩＭ（Building／Construction Information Modeling，Management）を導入することにより、ＩＣＴの全面的活用を推進し、ＢＩＭ／ＣＩＭモデルの活用による建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を図ることを目的とするＢＩＭ／ＣＩＭ活用工事（発注者指定型）である。

(27)　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

(28)　本工事は、建設キャリアアップシステム義務化モデル工事の試行工事である。

(29)　本工事は、受注者から希望があった場合、監督職員と協議の上、監督職員の検査等を行うための立会いの一部について、ウェアラブルカメラ等を利用した遠隔臨場を行うことができる試行工事である。

(30)　本工事は、設計・発注条件と現場条件の不一致を防止するため、入札公告時に条件明示該当項目チェックリストを公表し、契約後に条件明示チェックリストにより現場条件等を受発注者間で確認する「条件明示該当項目チェックリスト公表の試行工事」である。

(31)　本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性チェックを実施する試行工事である。詳細については、特記仕様書を確認すること。

(32)　本工事は、技術提案の作成にあたり、当該工事の設計データの閲覧が出来る試行工事である。

(33)　本工事は、受注者の協力の下、下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保に関し、賃金・労働時間・労務費の実態を調査する試行工事（受注者希望方式）である。

２　競争参加資格

　次に掲げる条件を全て満たしているものにより構成されている特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって、沖縄総合事務局が別途公示する手続きに従い、特定ＪＶとして資格の認定を受けた者又は、次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格業者又は経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）であること。

　なお、特定ＪＶの構成員は最大３社とする。

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　沖縄総合事務局における令和７・８年度一般競争参加資格のうち「一般土木工事」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　沖縄総合事務局における一般土木工事に係る一般競争参加資格認定の際に、客観的事項（共通事項）について算出した点数（経営事項評価点数）が、1,200点（特定ＪＶのうち代表者以外の構成員にあっては、1,000点）以上であること。上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点（特定ＪＶのうち代表者以外の構成員にあっては1,000点）以上であること。

⑸　単体有資格業者、経常ＪＶ、特定ＪＶの代表者及び特定ＪＶの代表者以外の構成員は、下記に示す要件を有すること。

㋐　単体有資格業者は、平成23年４月１日から技術資料等の提出期限日までに、次に掲げる①と③の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。

㋑　経常ＪＶにあっては、構成員の１社以上が、平成23年４月１日から技術資料等の提出期限日までに、次に掲げる①と③の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。

㋒　特定ＪＶとする場合の代表者は、平成23年４月１日から技術資料等の提出期限日までに、次に掲げる①の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。代表者以外の構成員は、平成23年４月１日から技術資料等の提出期限日までに、次に掲げる②と③の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。

　上記㋐～㋒の施工実績について、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。

①　橋梁下部工の基礎形式がニューマチックケーソンの工事で、圧気圧が3.0気圧以上かつ作業室面積が100㎡以上の施工実績を有すること。

②　鉄筋コンクリート構造の橋台または橋脚の施工実績を有すること。

③　沖縄県赤土等流出防止条例に基づく、赤土等流出防止対策もしくは同等以上の水質汚濁防止対策の施工実績を有すること。なお、同等以上の水質汚濁防止対策の施工実績とは、事業行為に伴い降雨時に発生する赤土等の流出を防止するための発生源対策等があり、かつ濁水の排水基準（浮遊物質量200㎎／Ｌ以下）が設定されている対策をいう。

　ただし、①と③及び②と③は同一工事である必要はない。

　当該実績が沖縄総合事務局開発建設部又は国土交通省が発注した工事（いずれも港湾空港関係を除く。）のうち上記に示す実績にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。